

●▲みねのぶ

5月号

峰延農協第77回通常総会



組合長あいさつ

第77回通常総会
3月27日

峰延農協第77回通常総会



東野秀樹氏あいさつ

■発行日/令和7年5月1日/No.1477号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

第77回通常総会が終了 令和6年度事業決算・剰余金処分、令和7年度計画、 営農支援積立金の設定、役員選任等全12議案承認決定

第77回通常総会は、3月27日午後1時30分から当JA三階大会議室で正組合員347人のうち本人出席に代理出席と書面議決書提出を合わせて303人が出席し開催されました。

総会開催に先立ち、本年夏の参議院議員選挙に現職の「山田としお」氏が任期満了で退任することを受けて、引き続き全国JAグループの候補者となる「東野秀樹」氏（JA道北なよろ会長理事、ホクレン農協連代表監事）が総会開催のお祝いと挨拶に登場しました。



川端前青年部長表彰

小田事業統括室長の開会宣言で始まり、伊藤組合長の挨拶に続いて、JAの事業推進に貢献のあった前青年部長の川端慶也さんに対して伊藤組合長から感謝状と記念品が贈呈されました。

来賓の桜井美唄市長、JA北海道中央会岩見沢支所西島支所長から祝辞をいただいた後、議長に岩見沢市岡山町の前田直和氏を選出し議事に入りました。

議事は、百十周年記念事業積立金の廃止、営農支援積立金の設定、精米事業積立金の設定要領の部変



桜井美唄市長祝辞

更、金融事業基盤強化積立金の設定要領の一部変更、第77事業年度（令和6年度）事業報告・貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案及び注記表の承認、第78事業年度（令和7年度）事業計画の設定、第12次

「ついでに」において、農業者側からの発信が大事と思うので、農業者側の声を情報発信するよう系統組織に伝えるべきと意見が出されました。

（令和7年度～令和9年度）地域農業振興計画・中期経営の設定、賦課金の賦課及び徴収方法、役員報酬の支給、出資増口の実施、役員選任、退任役員に対する役員退職慰労金の支給、の全12議案が原案通り承認決定されました。議決に諮る前に、

②米集出荷施設に新たなシステム導入の話で、昨年は日曜日が休業となったが今年もそうなるのか。集荷の気があるのなら何とか全日で操業すべきではないかと意見が出され、施設の効率化を上げるのであれば全日で操業し集荷量を増やすべきと意見が出されました。

議案第5号の令和6年度事業結果の承認議案では組合員1名から、事業報告の中の「組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針」において、「業務の効率化」について、農協内の横の連携が必要

③次期3カ年計画の「組合員との対話・意見反映」では、地区別懇談会の目標出席率は実績値を勘案した設定と思うが、目標なのでもっと高く設定していいと思うと意見が述べられました。

と思うと意見が出され、提供される「より良い営農支援」について、具体的に説明を求められ、常会の開催回数が減ったので、懇談会に匹敵するようなものを用意して組合員との距離を縮めるよう求められました。

①地域農業の方針・施策
米価急騰による需給変化で農業経営に大きな影響が出ている。政府は食料・農業・農村基本法の改正と令和9年度以降の水田施策の見直しを進めているが、農協は制度変更の最新情報を組合員と共有するよう願いたい。

また、議案第6号の令和7年度の事業計画の設定議案では、3名の組合員の皆さんから、

②地域農業者に対する支援

①「基本方針」中の「消費者・事業者の理解と行動変容が不可欠とな

②地域農業者に対する支援

持続可能な地域農業を確立するために、栽培技術の向上、販売戦略、市場ニーズの分析などを検討する必要がある。青年部の令和6年度の営農試験調査で「落花生の栽培から販売までの流れ」を検証し、試験結果を共有し地域の経営基盤強化に繋げたいと考えているが、農家個々の持つ経験・知識は体系化されていない。

高度な栽培技術や経営に関する情報を、農業者間や農協との間で共有できる仕組み作りを要望する。

③米出荷に関する効率化

当地域は水田農業が主体で、省力化、コスト低減が必要で、集荷の流れや在庫管理の最適化に向けた効率的なシステム構築を願いたい。

④青年部事業に対する要望

屑米集荷事業は、実施方法の見直しが必要と考え、農協と相談し最適な方法を検討したいので協力願いたい。

青年部のPR活動は、SNS運用を進めていて、地域の魅力を発信できるように農協の広報活動と連携するように進めたい。

道外・海外の視察研修の事業については、物価高騰の影響が大きく参加の判断が難しい状況ですが、参加機会の多い多確保ができるように

助成拡充を願いたい。

高田専務理事より回答等を述べていました。

最後に、高田専務理事が閉会の挨拶を述べ通常総会は閉会しました。

伊藤組合長、高田専務理事が再選される 臨時理事会

通常総会終了後の臨時理事会において、代表理事組合長、専務理事の互選に係る議題が審議され、伊藤組合長、高田専務理事がそれぞれ再選されました。

伊藤組合長は、再任の挨拶で「第11次地域農業振興計画を中心に、3年間対応をしてきましたが、まだまだ不十分な事が多く、今まで以上にしっかりとやれという、組合員皆さま方の総意と受け止めています。3年間の任期中、将来を見据えた農協経営に尽力していきます。今後とも、よろしくお願い致します。」と述べていました。

また、同様に監事会が開催され、代表監事の互選が審議され佐藤代表監事が再選されました。

- | | |
|------|--------|
| 専務理事 | 高田 豊 |
| 理事 | 橋本 昌宏 |
| 理事 | 八田 重忠 |
| 理事 | 佐々木 儀一 |

- | | |
|------|-------|
| 理事 | 白石 陽一 |
| 理事 | 小田 勝行 |
| 代表監事 | 佐藤 和彦 |
| 監事 | 石川 弘樹 |
| 監事 | 安沢 義孝 |

ブランド米生産組合が総会開催

3月18日、峰延ブランド米生産組合が当JA会議室で会員14名が出席して総会を開催しました。

高田専務理事の祝辞に続いて、吉田組合長が議長を務め、令和6年度事業経過報告及び令和7年度播種用水稲種子「ゆめぴりか」の配分結果報告、栽培・生産・出荷基準協定書(案)の設定、令和7年度事業計



画(案)、令和8年播種用「ゆめぴりか」種子配分方法(案)、について審議し、全て原案通り可決しました。

総会終了後、ホクレン岩見沢支所米穀課今野職員と木村課長が「うるち米をめぐる情勢および「ゆめぴりか」の販売」について講演が行われ、講演後に現在の米の情勢など活発な意見交換が行われました。

水稲直播播種前講習会開催

3月28日、JAみねのぶ3階大会議室にて、空知農業改良普及センター1地域第2係谷村専門普及指導員による水稲直播播種前講習会を開



催し、29名が参加しました。令和7年産は、主食用米品種が増加していることから主食用米品種と飼料用米品種の違いや圃場作り、入水のタイミング、除草など水稲直播栽培の一連の流れを説明いただきました。講習の後は活発な意見交換が行われ、有意義な講習会となりました。

移植水稲播種作業始まる

JA管内では4月11日から移植水稲種子の播種作業がスタートし、前年より1日早い開始時期となりました。

最盛期は4月17日頃になる見込みです。出来秋の豊作を祈願いたします。

春まき小麦播種作業始まる

JA管内では4月上旬から徐々に春まき小麦の播種作業がスタートしました。

本年は日照量不足と気温が低かったことにより圃場は湿り、播種作業の遅れや地域により播種期にバラつきがあったものの、4月中旬には最盛期を迎えました。

JA管内の今年の春まき小麦の作付面積は約253haの作付が予定されています。

小林篤一翁顕彰公園の冬囲い撤去

4月21日、作業を委託した美唄市シルバー人材センターの作業員3人によつて小林篤一翁顕彰公園内の樹木の冬囲いを撤去しました。

石碑を冬期間覆っていたブルーシートは、4月9日にJA総務課が撤去しました。

これからは、季節の移り変わりに応じて、公園内の桜、ツツジ等と花が咲いていきます。ぜひ公園を訪れてみてください。

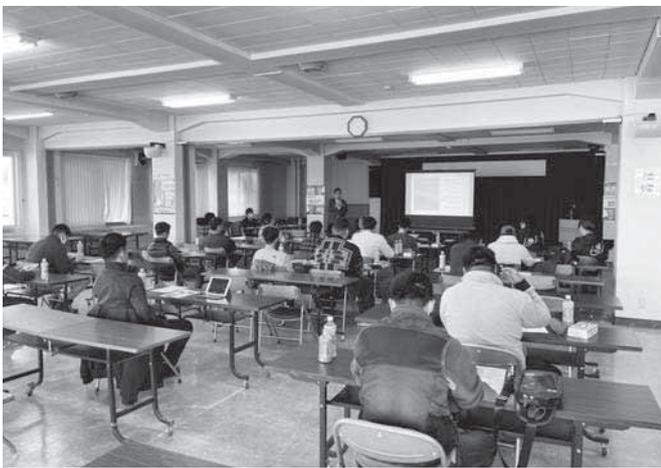


峰延農協青年部 営農学習会を開催

青年部は3月19日、地域農業の生産性向上と持続可能な営農を目指して、「バイオステイミュラント資材」をテーマとした営農学習会を開催しました。

今回の講師として登壇したのは、(株)ファイトクロームの上ヶ島氏と、(株)コハタの田島氏。両氏から、資材の機能や導入のポイント、現場での活用事例などを紹介していただきました。

講演では、作物のストレス耐性を高める仕組みや品質向上に寄与す



る成分の解説のほか、農場での具体的な成果や注意点も共有されました。参加者からは「これからの農業に欠かせない技術だと感じた」「実際の事例が参考になった」といった声が寄せられました。

採用の職員が農家実習を行う

4月14日と18日の両日に、昨年10月から本年4月までに採用した4名の職員が農家実習を行いました。

4月14日(月)は、伊藤翔太さん(営農販売課/R6.10.1採用)と新谷柊翔さん(営農資材課/R7.4.1採用)の2名が八田重忠宅(峰樺



八田さんから説明を受ける新谷さん



八田さんの奥さまと作業する伊藤さん

3区)で、4月18日(金)は、大森焯樹さん(営農販売課/R7.3.1採用)と谷村晃太郎さん(農業振興課/R7.4.1採用)の2名が石川弘樹宅(光珠内)で、それぞれ育苗ハウス内で播種した苗箱を苗床に並べる作業と播種機に育苗箱を補充する作業を交代で行いました。

J Aでは、農家との交流や農作業の体験を通し、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に農家実施を実施しています。

実習した4名の職員は、「農舎内で、育苗箱に敷く土と種籾、肥料、上土が入られる機械の育苗箱の機

械への補充を行いました。作業をしている人は他に4人いて、それぞれの役割があり機械の周囲を忙しく動き回っていました。育苗箱をビニールハウスに並べる作業では、レールに乗って運ばれてくる育苗箱の機械へのセットを行い、セットしてボタンを押すと機械が自動できちつと並べることに驚きました。農家の仕事は初めてで不安でしたが、実習先の八田さんも石川さんも丁寧に詳しく教えてくれて安心して作業ができました。米になるまでの初期段階の作業ですが、生産者の想いの一部を感じ取らせていただけたと思います。」と感想を話しました。



石川さんから説明を受ける大森さんと谷村さん

**秋まき小麦起生期
現地講習会開催**

4月10日、管内圃場にて空知農業改良普及センター地域第2係谷専門主任による秋まき小麦起生期現地講習会を開催し、10名が参加しました。起生期の追肥判断は今後の生育に極めて重要です。まずは茎数を把握することが重要であることから、茎数管理の方法を説明いただきました。

また、管内の眼紋病防除実施率が約35%であり、本年は発生しやすい環境が揃っていることと、赤さび病の防除実施率は約70%であり、被害が確認されていることから、



防除の重要性について説明いただきました。各自が自分の圃場の生育状況を把握することが非常に重要なことから、実際に茎数を数えることを体験し、茎数に応じた追肥判断ができるよう講習が行われました。

**J A み ね の ぶ 営 農 推 進 協 議 会
令和7年度
第1回定例会議を開催**

J A み ね の ぶ 営 農 推 進 協 議 会 は 4月18日、当J A 会議室で第1回目の営農定例会議を開催しました。

管内の各作物の生育状況と普及センターの作況値を基に「定例会議」や「作況会議」を行い、時々の作況に即応した営農情報の発信や講習会の開催などを行うことを目的に、普及センターやホクレン岩見沢支所営農支援室、当J A が連携した組織となっており、

第1回目の定例会議では、管内の各作物課題を共有し、作況や年間計画について協議しました。

**香りの畦みちハーブ米
生産部会が総会開催**

4月4日、香りの畦みちハーブ米生産部会が当J A 本所3階会議室にて会員7名が出席して総会を開催しました。

伊藤組合長の祝辞に続いて、小川

部会長が議長を務め、令和6年度事業について、令和7年度事業計画（案）について、役員改選について、その他（栽培基準の変更について）審議し、全て原案通り可決しました。また、本年より会員1戸につき1つ「ハーブ米」のほり」を配布し、作付圃場に立てて取組のPRを行っていたかどうかを周知しました。



総会終了後、北興化学工業株式会社谷口氏によるカメムシ防除と新薬剤（除草剤）について講習いただき、講習会後の質疑では薬剤の効果や使用方法など様々な質疑がされ、有意義な講習会となりました。

**ホクレンRTKシステム
研修会を開催**

4月9日、峰延農協大会議室にて、RTK（リアルタイム・キネマティック）測位技術に関する研修会を開催しました。ホクレンのスマート農業推進課を講師に迎え、組合員やJA職員など40名以上が参加。今回の研修は、昨年峰延農協の営農部事務所にRTK基地局が設置されたことから、組合員の皆様が有効的に活用できるよう、RTKの基本的な仕組みや、実際に利用する際の注意点について解説が行われました。RTKは、GNSS（全地球測位



システム）に地上の基地局からの補正データを組み合わせることで、誤差センチメートルの高精度な測位が可能となる技術。近年は農業現場での自動操舵システムや作業精密化の基盤技術として、導入の動きが広がっています。

第2回（3月定例）理事会開催

3月25日開催の第2回（3月定例）理事会において次の事項が決議されました。

- ◇決議事項◇
- 1. 理事に対する資金の貸付について
- 2. 給与規程の一部変更について
- 3. 組合員による持分譲渡の承認について

3月臨時理事会開催

3月27日開催の臨時理事会において次の事項が決議・協議されました。

- ◇決議事項◇
- 1. 代表理事組合長の互選について
- 2. 専務理事の互選について
- 3. 理事の業務執行代行順位の決定について
- 4. 信用担当理事の決定について
- 5. 使用人兼務役員の職務の決定について

6. 農家経済再建対策委員会及び債権管理対策委員会委員の選任について

- 7. コンプライアンス委員会委員の選任について
- 8. 令和7年度の理事報酬について
- 9. 退任理事に対する退職慰労金の支給について
- 10. 令和6事業年度業務報告書の作成・提出について

◇協議事項◇

- 1. 常勤理事の退任に伴う事務引継ぎ立会人の指名について
- 2. 役員協議会三役の互選について

第3回（4月定例）理事会開催

4月25日開催の第3回（4月定例）理事会において次の事項が決議・協議されました。

- ◇決議事項◇
- 1. 令和7年度農家経済再建対策組合員及び債権管理組合員の選任について
- 2. 信用限度を超える資金の貸付について
- 3. 共同計算運営基本事項の制定について
- 4. 農業協同組合検査指摘事項に対する改善状況等の提出について
- 5. 規程類の一部改正について

6. 組合員による持分譲渡の承認について

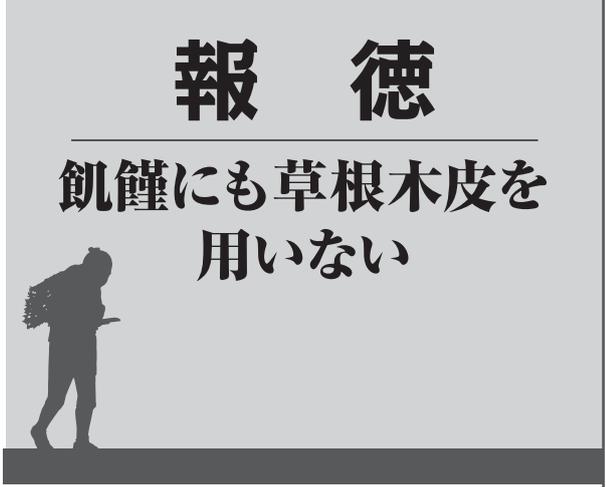
◇協議事項◇

1. 令和7年度米・小麦・大豆等の出荷契約について

2. 令和5年締結契約栽培(ななつぼし)に係る違約金返還について

おくやみ申し上げます

今野セツ子さん (88歳) 4月18日
美唄市豊葦町1区



報 徳

飢饉にも草根木皮を用いない

飢饉の時の人々の支援・救済の方法について細かく書き記し、その中に、草木の根、幹、葉などの食べられるもの数十種を調べて、その調理法なども併せて書き記した冊子を、二

宮翁に贈った人がいた。それを読んで、翁は次のように話された。

草の根、木の葉などを普通の時に少しづつ試しに食べてみる時には、特に害はないが、これを多量に、しかも日を重ねて食べる時に、何らかの病気が発生するものである。軽々しく、食べないほうが良い。私は賛成しない。それだから私は、天保の四年と七年の二度の飢饉の時には、人々に対して草の根、木の葉などを食べるとは、決して言わなかった。それは、病気が発生することを恐れたからである。

飢饉にあつた人が、勝手に食べるのは仕方がないが、役所や役人などが人々に向かつて、草の根、木の葉などを食べろと言ひ、実際に食べさせるのは、甚だよろしくない。これを食べた時には、一時の飢えは凌げるが、病人が多量に発生した時は救いようがなくなる。それを恐れなければならぬ。

これでは、人を救うつもりが殺すことになってしまう。おおいに怖れるべきことである。しかし、人は食べなければ死ぬことになる。どうすればいいのか。これも良く考えなければならぬことである。

私は、こういつた考えを基にして、人々を救済するについて、病気の発

生の怖れのない方法を採用して、鳥山、谷田部茂木、下館、小田原などの諸藩の村々に救済活動を実施した。この書物は、私が実施する方法と異なるので、私は採用しない。

※天保四年と七年の二度の飢饉に際して、翁は夏の時点で凶作になると予想し、冷害に強い作物の栽培を奨励し、空き地や畦道にもそれを植えさせて、凶作を乗り切らせた。勿論、それ以前に、分度、推譲の理論に基づいて、村中に食糧の備蓄が充分にあつたことから、鳥山、谷田部茂木、下館の諸藩やその他の村などに対して、多量の食物を送り出して救済し、殆ど餓死者を出さないうで済んだ。

(夜一八八)

J A 共済にご契約の自動車事故に遭われたときは

◎ 交通事故の受付は

平日(9時~17時)は、☎0126-67-2113 (JAみねのぶ金融課共済係)

平日17時~翌日9時・土日祝日は、☎0120-258-931 (JA共済事故受付センター)

*フリーダイヤル24時間365日受付

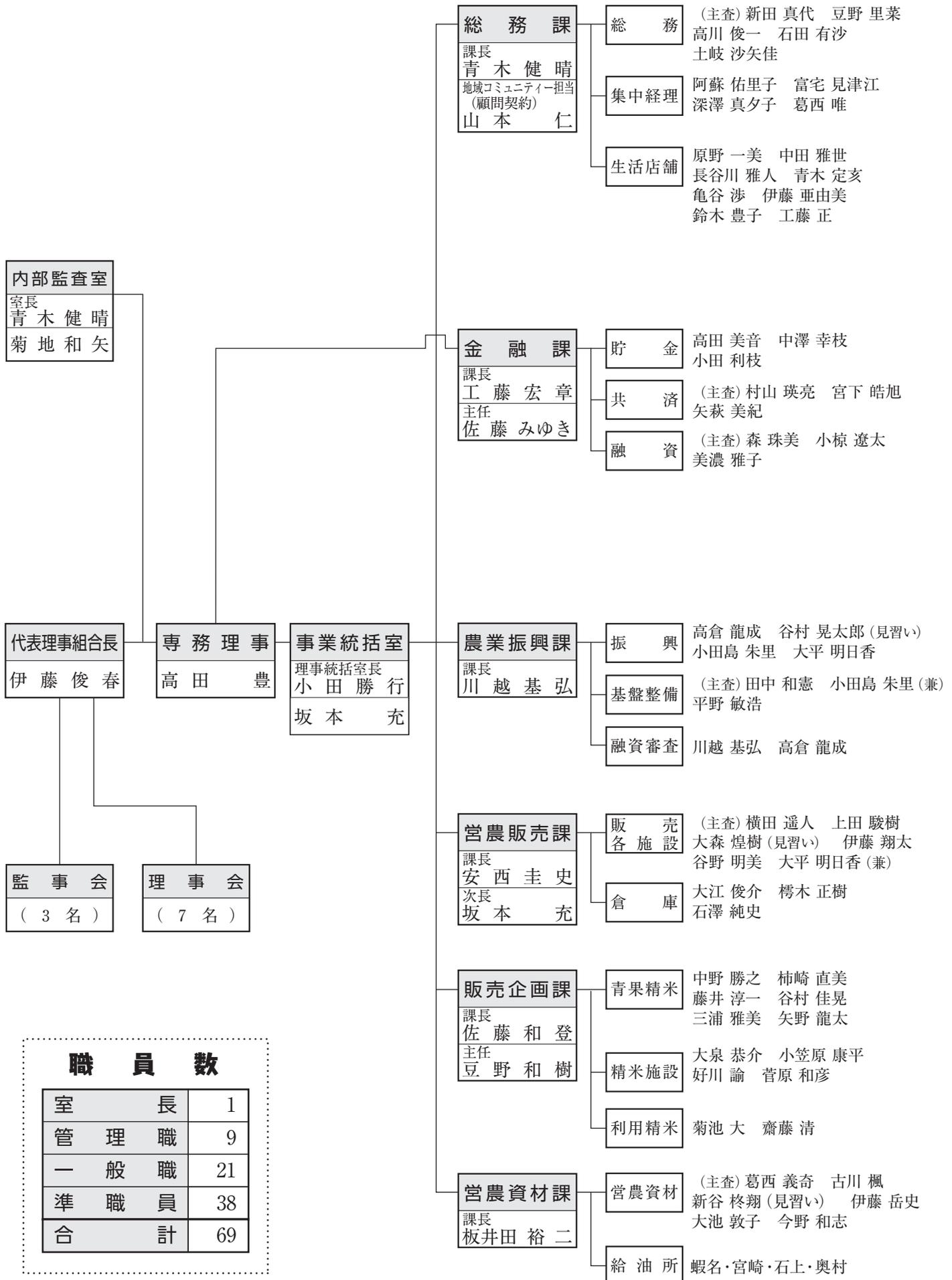
交通事故の受付の際には、次のものをご用意願います。

- ・車検証
- ・自賠責証明書
- ・運転免許証

◎ 交通事故の際には、救急119・警察110もお忘れなく。

JAみねのぶ 経営管理組織図

(令和7年4月15日現在)



職員数

室長	1
管理職	9
一般職	21
準職員	38
合計	69

JAグループ北海道の農政活動強化に向けて

最終回「JAグループの代表議員がなぜ必要なのか」について

JAグループの声を!

JAグループの農政運動の目的は、「農政(農業・農村・農協政策)」にJAグループの声を反映させて、生産現場の課題解決を図ることです。そのため、農政を決定する政府・与党の中に、農業・地域・JAグループへの理解者を増やすことが農政活動の強化につながります。

組織力の結集を!

JAグループの様々な事業に対し措置されてきた予算・税制等の政策支援は、これまでの農政運動を通じて確保してきたものです。これらの政策支援を維持・発展させるためには、JAグループが団結して農政運動を行うことが必要です。組合員や役職員一人一人の力は小さいですが、組織としてまとまることで“力”となります。

農政活動の強化に向けて!

国民への食料の安定供給、環境との調和、組合員の所得増大、農業・農村の持続的発展等に向けた生産現場の課題解決のために、今こそ我々JAグループの組織力の発揮が必要なのです。



【JAグループ北海道の農政活動強化に向けて】と題し、農政活動や参議院選挙の仕組みなどを、全8回連載いたしました。

働きかけと支援を!

農業の実情を知る議員がいることによって、政府・与党内に農業現場の実情を伝えることが可能となります。そのため、JAグループの声を代弁し、政府・与党に積極的な働きかけを行う議員に対して、組織でまとも、活動を支え、連携することが、政策実現のカギとなります。

我々の代表を!

国会(政治)は数が力です。国を動かすには、国会に一人でも多くの農業やJAの理解者を増やすことが重要です。そのために、我々JAグループの代弁者として、先頭に立って多くの国会議員に働きかけ、農業やJAの理解者を増やし、まとめていくことができる議員、つまり、JAグループの代表議員が必要なのです。

東野ひでき公式
LINEアカウントへの
登録はこちら



東野ひでき北海道後援会

JAの通帳、カードの紛失・盗難・不正な払戻しに気付いたときは

◎ 受付対象

- ① キャッシュカード・ローンカード
- ② 貯金通帳・貯金証書
- ③ 印鑑

◎ JAの通帳、キャッシュカード等の紛失・盗難・不正な払戻しに気付いたときは

事故発生に伴い、貯金払戻即時停止措置を講じる必要があるため窓口への届出前に電話によるお客様からの事故連絡をお願いいたします。(電話連絡とは別に金融店舗に事故届の提出が必要になります。)

平日(9時~17時)は、☎0126-67-2114 (JAみねのぶ金融課貯金係)

平日17時~翌日9時・土日祝日は、☎0120-944-904

(JAバンク・キャッシュカード紛失共同受付センター)

*フリーダイヤル24時間365日受付

(JAみねのぶ 金融課)

～ 組合員資格等の確認について ～

平素より、当JAの事業運営にご理解、ご協力、ご利用を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年2月に「農業協同組合等向けの総合的な監督指針」(農林水産省)が施行され、定期的な組合員資格の確認が義務付けられ、併せて当JAの定款第14条(資格変動の申出)により組合員資格に変動等があった場合は、その旨を届け出ていただくことになっております。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号などの当JA届出事項に変更・修正があった場合並びに出資金の相続手続きが生じた場合は、変更手続き等が必要となりますので、お手数ですが当JA総務課までお申し出いただきますようお願いいたします。

なお、現在の組合員資格については先般送付した「出資残高通知書・令和元年度出資配当金及び利用高配当金支払通知書」に記載されていますのでご確認ください。

【JAみねのぶの組合員資格条件(定款第12条の抜粋要約)】

＝正組合員資格＝

- 30%以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの
- 1年のうち90日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの
- 農業を営む法人(その常時使用する従業員数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

＝准組合員資格＝

- この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 勤務地が当組合の地区内にあり、資金の借入、貯金・定期積金、生産資材・生活物資の購入、共済加入のいずれかを継続して利用することが適当であると認められるもの
- 当組合の地区外に住所があり、生活物資の購入、生産する物資の運搬、加工、保管又は販売の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受け、今後も継続して利用することが適当と認められるもの
- 当組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する正組合員が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの
- 当組合又は当組合の地区内に住所を有する正組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体で、当組合の施設を利用することが適当であると認められるもの

【JAみねのぶの地区(定款第3条の抜粋)】

美唄市のうち峰延、光珠内、豊葦、上美唄、岩見沢市のうち峰延町、岡山町、大願町、北村中小屋、三笠市のうち岡山、川内、達布

◎正組合員から准組合員へ資格変更が必要となる方

耕作面積に異動があり、耕作する面積が30%未満となり、さらに1年のうち農業に従事する日数が90日未満になった方

◎准組合員から正組合員へ資格変更が必要となる方

1. 耕作面積に異動があり、現在の耕作する面積が30%以上になる方
2. 耕作面積は30%未満であるが、1年のうち農業に従事する日数が90日以上になる方

◎組合員本人の死亡

相続による名義変更、もしくは脱退手続きが必要となります。

◎その他、変更があった場合

1. 結婚等で姓が変わった方
2. 住所を変更された方
3. 電話番号を変更された方

【正組合員と准組合員のちがい】

JAには、正組合員のほか准組合員制度があり、農業者以外でも出資を払い込めば、准組合員としてJAに加入できます。准組合員はJAの各事業を正組合員と同じように利用することが出来ますが、総会での議決権などJAの運営に係る権利が認められていません。正組合員と准組合員の違いはこの点だけです。

近年は農家戸数の減少により正組合員が減少し准組合員が増加、さらに利便性から地域で准組合員として加入する方が増えて地域に密着した協同組合となっています。